

第6章 計画の推進と進捗管理

1 計画の推進体制

このプランは、その範囲が福祉、保健、生活環境、雇用・就労、地域活動などの広範な分野にわたっているため、関係局・区間の相互の調整を十分に行い、全庁的な体制の下、計画を推進します。

また、プランの実効性を確保するため、毎年度このプランに基づく施策の進捗状況を「京都市障害者施策推進審議会」に報告し、そこで得られた意見を次年度以降の取組に反映させるとともに、ホームページ等で市民に公表します。

2 PDCAサイクルによる計画の見直し

本市では、今後6年間、この計画に基づき施策を推進していきますが、社会情勢やニーズの変化や国の動向も踏まえ、定期的に計画に掲げる施策について、点検・評価を行うとともに、その結果を各施策の実施方法に反映したり、必要に応じて施策の展開の見直しを行うためのPDCAサイクル（Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善））により、プランの内容について不断の見直しを行い、新たな課題にも柔軟に対応します。

【PDCAサイクル】

